

# 都における今後の認知症疾患医療センターの整備について（案）

## 東京都認知症疾患医療センターの取組

- 平成24年度に二次保健医療圏(島しょ地域を除く)に1か所ずつ、計12か所の認知症疾患医療センターを指定
- 認知症の専門医療相談、鑑別診断、身体合併症と行動・心理症状への対応、地域連携の推進、人材育成等の取組を推進するとともに、認知症アウトリーチチームによる支援を実施

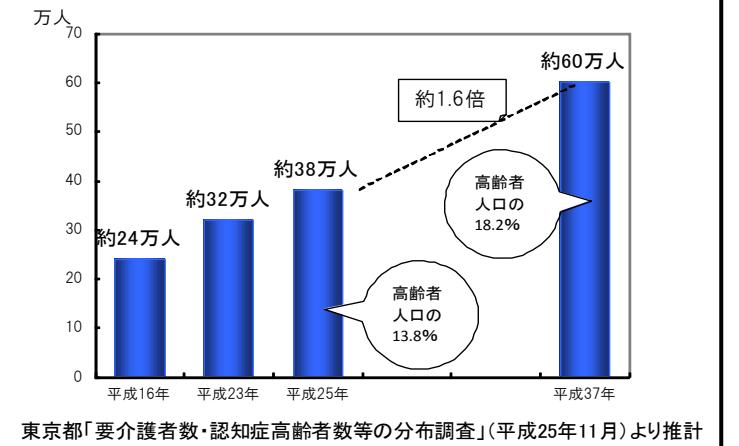
東京都認知症疾患医療センター一覧

No.	圏域	医療機関名	No.	圏域	医療機関名
1	区中央部	順天堂大学医学部附属 順天堂医院	7	区東部	順天堂大学医学部附属 順天堂東京江東高齢者医療センター
2	区南部	公益財団法人東京都保健医療公社 荏原病院	8	西多摩	医療法人財団良心会 青梅成木台病院
3	区西南部	東京都立松沢病院	9	南多摩	医療法人社団光生会 平川病院
4	区西部	社会福祉法人浴風会 高齢者保健医療総合センター 浴風会病院	10	北多摩西部	国家公務員共済組合連合会 立川病院
5	区西北部	地方独立行政法人 東京都健康長寿医療センター	11	北多摩南部	杏林大学医学部付属病院
6	区東北部	医療法人社団大和会 大内病院	12	北多摩北部	医療法人社団薫風会 山田病院

## 認知症高齢者の増加

- 都における認知症高齢者(認知症高齢者日常生活自立度Ⅰ以上)は38万人を超えており、平成37年には約60万人に達する見込み
- 認知症の人の約6割は居宅において生活

都における認知症高齢者の増加



## 国の方向性

- 「認知症施策推進5か年計画(オレンジプラン)」(平成25～29年度) 認知症の早期診断等を行う医療機関を約500か所整備  
※全国の認知症疾患医療センター数 289か所(平成26年12月現在)
- 「認知症疾患医療センター診療所型」の創設  
昨年7月の国の実施要綱改正により、従前の「地域型」よりも人員配置、検査機器所有等の要件が緩和された「診療所型」が新設された。

## 区市町村における地域包括ケアシステムの構築

- 区市町村は2025年度(平成37年度)までに、各地域の実情に応じた地域包括ケアシステムを構築することを目標として、介護給付等対象サービスの充実を図るとともに、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策や生活支援サービスの充実など、地域包括ケアシステムの構築に向けた方策に取り組むことが求められている。
- その際、認知症施策は必須の取組であり、地域包括ケアシステムの構築を図るためには、認知症施策に主眼をおいた街づくりが必要となる。

## 検討体制

◆東京都認知症対策推進会議認知症医療部会(座長：繁田雅弘先生)\*において、今後の整備方針について検討

※学識経験者、関係団体(東京都医師会、東京精神科病院協会等)、行政関係者(区・市・地域包括支援センター・保健所)等により構成

### ● 主な検討内容

- ・ 都における認知症疾患医療センター(地域型、診療所型)の機能
- ・ 認知症疾患医療センターの担当地域、配置数
- ・ 東京の実情に合った指定の要件

等

## 整備の方向性

- ◆ 急増する認知症の人と家族が地域で安心して生活するためには、認知症の人が状態に応じて適切な医療・介護・生活支援等の支援を受けることができる体制を、各区市町村において構築することが必要
- ◆ これまでの都の取組や国の方針を踏まえ、認知症疾患医療センターの整備をさらに推進
- ◆ 国実施要綱の「地域型」「診療所型」の機能を都の実情に応じて整理し、二次保健医療圏単位での整備に加え、より身近な区市町村単位での認知症疾患医療センターの整備を行うことにより、区市町村における「認知症対応型の地域包括ケアシステム」の構築を支援
- ◆ 現在指定している12か所の認知症疾患医療センターについては、これまでの実績を評価して、二次保健医療圏の拠点となる「地域拠点型」認知症疾患医療センターに移行する。  
「地域拠点型」認知症疾患医療センターは、「二次保健医療圏の認知症医療・介護連携の推進役」として、身体合併症・行動心理症状に対応するネットワークづくりの推進、認知症疾患医療・介護連携協議会の開催、人材育成、認知症アウトリーチチームの配置等を担う。
- ◆ 新たに区市町村単位で指定するセンターは「地域連携型」認知症疾患医療センターとし、「区市町村における認知症医療・介護連携の推進役」として、専門医療相談、鑑別診断、身体合併症・行動心理症状への対応、地域連携の推進等を担う。